

第17回亶理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和元年5月27日(月)午後1時30分から午後3時10分

2. 会議の場所 亶理町中央公民館視聴覚室

3. 出席者

(1) 農業委員(11名)

2番 三戸部 孝二 3番 安住 郁子 4番 小野 稔
5番 長田 邦雄 6番 伊藤 富敏 9番 安住 政男
10番 佐藤 利洋 11番 鈴木 周吾 12番 齋藤 憲一
13番 神田 昇 15番 佐伯 健

(2) 農地利用最適化推進委員(12名)

16番 古 眞 眞 17番 菊地 英一 18番 齋 広行
19番 齋藤 幸一 21番 大槻 久美子 22番 齋藤 勝市
23番 菊池 淑郎 25番 南條 栄一 26番 千葉 義昭
27番 小野 忠良 28番 鈴木 誠司 29番 三戸部 誠一

4. 欠席者

(1) 農業委員(4名)

1番 森 昌敏 7番 結城 喜和 8番 加藤 正純
14番 武澤 文男

(2) 農地利用最適化推進委員(3名)

20番 渡邊 善徳 24番 森 敏夫 30番 片平 洋之

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 第4号議案 令和元年度第2号亶理町農用地利用集積計画(案)
について

日程第6 第5号議案 「平成31年度(令和元年度)亶理町農業委員会活動

計画」(案)及び「平成30年度亘理町農業委員会
活動の点検・評価」(案)について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、参事兼総務班長 森 秀之、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長からの出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、第17回亘理町農業委員会総会の開会を宣した。

議長 まず、事務局より経過報告をお願いします。

事務局 (経過報告書を朗読)

議長 ありがとうございます。なお、次回の総会までの日程については、6月20日に亘理と逢隈で地区委員会、6月21日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は6月25日の予定ですので、よろしくをお願いします。

なお、本日の欠席者については、1番、森 昌敏委員、7番、結城喜和委員、8番、加藤正純委員、14番、竹澤文男委員、20番、渡邊善徳推進委員、24番、森 敏夫推進委員、及び30番、片平洋之推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、審議に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、6番、伊藤富敏委員、9番、安住政男委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。地区委員長さんより説明頂き、審議して参りますのでよろしくをお願いします。

それでは、吉田地区副委員長さんをお願いします。

4番 (順位1番から順位2番について議案朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありましたら承ります。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

(発言なし)

議 長 ご質問、ご意見ありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、採決いたします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議については許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議については、許可することに決定します。

日程第3、第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題といたします。地区委員長さんより説明いただき審議してまいりますので、よろしくお祈いします。それでは亙理地区委員長さんお祈いします。

10番 (順位1番について議案朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありましたら承ります。

(発言なし)

議 長 ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、採決いたします。第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議については許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議については、許可相当とすることに決定します。

日程第4、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。各地区委員長さんより説明頂き、審議してまいりますので、よろしくお祈いいたします。それでは、始めに亙理地区委員長さんお祈いします。

10番 (順位1番から順位3番について議案朗読及び補足説明)

議 長 続いて吉田地区副委員長さんお祈いします。

4番 (順位4番から順位5番について議案朗読及び補足説明)

事務局 (順位5番に係る資料の訂正及び譲り渡し人についての補足説明)

議 長 第3号議案の説明が終わりましたが、吉田地区副委員長の話では、農業委員の意見を求めるということによろしいですか。

4番 はい。ただ、営農型発電に係る規約や規制等がありますか。

- 事務局 規約等はありません。営農型発電の転用申請が増えているということもあり、県や国ではガイドラインを示している。優良事例の紹介はあるが、具体的な規制等についてはまだない。但し、営農型の場合は営農計画が必要となります。
- 6 番 作付けする作物は何か。
- 4 番 タマネギ、ジャガイモ、きのこ、ニンニクなど。砂を採取した場所なので水はけが悪く作物は大丈夫か訊いたが、そのことは考えているとのことだった。
- 2 2 番 太陽光発電の下でタマネギやジャガイモ、ニンニクの作付けは考えられない。
- 事務局 (申請までの経過及び作付け計画について補足説明)
- 1 2 番 営農型で販売実績が上がらない場合は何かペナルティあるか。
- 事務局 毎年作付け状況や収穫量を報告してもらうようになる。県にも報告を上げるが、ペナルティ等については確認していない。一時転用中の10年間は毎年報告を提出してもらうことになる。
- 1 2 番 農業委員会へ提出か。
- 事務局 そうです。
- 2 2 番 逢隈地区で太陽光発電の下でミョウガを作る計画で、施設はできているが、それとは違うのか。トラクターがその下を通れる。
- 議長 以前4条申請あったが、出荷しているか。
- 6 番 出荷はまだのように見受けられる。
- 1 2 番 許可後に収穫がないことについての農業委員会の責任はどうか。
- 事務局 今回は新規なので目標値のみ。数値が出るのは来年からとなるが、再認定や一時転用の更新時の判断材料になるものと思われる。現時点では計画しか判断材料がないので、認めることについての責任はないと思われる。最終的な許可は県が判断するものであり、一時転用でもあるので、不具合があれば更新等が認められないことも考えられる。
- 議長 県ではこの内容で許可できるか。
- 事務局 営農型の事例が少なく、県でも実際に現地を見てからといった状況。
- 議長 県では現地確認に来るか。
- 事務局 県の転用担当部署はまだ現地確認には来ていない。進達後の県の判断によると思われる。
- 議長 砂を取った場所なので水はけが悪いのか。

4 番 砂利で埋め戻しすると田でも水はけは悪くなる。そういうところにニンニク、タマネギ、きのこなどの収穫が見込めるか疑問。また、地上権設定としているが、その場合、借り手が破綻したとき、所有者は何もできなくなると思われる。

6 番 賃借権に切り替えられないか。地上権設定は貸している方が危険。転売もあり得る。

4 番 賃料を支払うこととなっており、賃借権はあり得ると思う。この後に何を考えているか判らず、地区委員会としては許可相当との意見に至らなかった。

22番 どのような施設となるか想像できない。

事務局 太陽光パネルの下をトラクターで耕作できるかとの疑問と思われるが、太陽光パネルの架台がトラクターの通過できる幅と高さを備え、日照も確保しているもの。

議長 暫時休憩といたします。再開は午後2時30分といたします。

(午後2時20分から午後2時30分まで休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に各地区委員長さんと協議した結果について、事務局長より説明申し上げます。

事務局 ただいま協議した結果、転用に係る条件については、書類上問題ないものと認められます。但し、取得する権利については、地上権設定は危険であるとの意見がありましたので、総会で許可相当と採決された場合、所有者と申請者にこの点を再度確認のうえ県に進達するものと協議しました。

議長 他にご質問、ご意見ありませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決いたします。第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議については許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議については、許可相当とすることに決定します。

日程第5、第4号議案、令和元年度第2号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 (議案朗読及び補足説明)

議長 第4号議案について説明が終わりましたが、何かご質問等はございませ

んか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第4号議案、令和元年度第2号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、異議がないようですので、第4号議案、令和元年度第2号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。

日程第6、第5号議案、平成31年度(令和元年度)亘理町農業委員会活動計画案及び平成30年度亘理町農業委員会活動の点検評価案についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 (資料朗読により説明)

議 長 第5号議案について説明が終わりましたが、何かご質問等はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第5号議案、平成31年度(令和元年度)亘理町農業委員会活動計画案及び平成30年度亘理町農業委員会活動の点検評価案については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、異議がないようですので、第5号議案、平成31年度(令和元年度)亘理町農業委員会活動計画案及び平成30年度亘理町農業委員会活動の点検評価案については、原案どおり承認する事に決定いたします。以上で議案審議は終了します。

その他に入ります。委員及び推進委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局よりお願いします。

(事務局より報告及び事務連絡他)

以下、会長が閉会を宣言し、10番、佐藤利洋委員が閉会の挨拶をし、終了する。

閉会午後3時10分